

平成 25 年 度

定期監査(第 2 次)結果報告書

平成 25 年 11 月 18 日

北見市監査委員

## 平成25年度第2次定期監査結果

### 1 監査の対象

監査の対象部局等については、平成25年度北見市監査計画に基づき、次のとおり定めた。

- 市民環境部 環境課、廃棄物対策課
- 保健福祉部 保育課端野子育て相談センター（現地監査）
- 都市建設部 用地課
- 学校教育部 常呂学校給食センター、端野小学校（現地監査）  
日吉小学校（現地監査）、常呂中学校（現地監査）
- 社会教育部 青少年課、青少年課小泉児童センター（現地監査）、文化財課

### 2 監査の期間

平成25年9月17日（火）から平成25年11月11日（月）  
（現地監査は10月18日（金）に実施）

### 3 監査の主眼及び方法

平成25年4月から平成25年8月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づいた事務処理が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、工事、業務委託等に係る契約事務、物品等の管理・保管及び諸帳簿等の整備状況を主たる対象事項として実施した。

#### 4 監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善を要する事項がみられた。

##### ○予算執行にかかる事務処理について

予算執行関係にかかる伝票及び関係書類等について、全体的には改善されてきているが、一部の部局で、起票日及び決裁区分の誤り、記載内容が不備なものなど、北見市財務規則のほか取扱規程等に沿った事務処理がなされていないものがみられた。

指摘、指導を受けた事項については、適切な措置を講じるとともに、部内の職場研修を行うなど周知徹底を図り、今後の事務処理に万全を期されたい。

## 監査の結果に基づき講じた措置(平成26年1月17日公表)

次のとおり市長及び教育委員会から、平成25年度定期監査(第2次)結果に基づく措置の通知がありました。

平成25年度定期監査(第2次)結果の内容	市長及び教育委員会が講じた措置
<p>○予算執行にかかる事務処理について</p> <p>予算執行関係にかかる伝票及び関係書類等について、全体的には改善されてきているが、一部の部局で、起票日及び決裁区分の誤り、記載内容が不備なものなど、北見市財務規則のほか取扱規程等に沿った事務処理がなされていないものがみられた。</p> <p>指摘、指導を受けた事項については、適切な措置を講じるとともに、部内の職場研修を行うなど周知徹底を図り、今後の事務処理に万全を期されたい。</p>	<p><b>【市長】</b></p> <p>平成25年12月2日開催の定例部長会議において、定期監査結果について報告し、指摘事項に対する事務の是正について、周知を図った。</p> <p>今後についても、関係課と連携のうえ経理事務担当者研修会等を通じ、適正な事務処理の周知及び徹底を図ることとする。</p> <p><b>【教育委員会】</b></p> <p>予算執行にかかる起票日及び決裁区分の誤り、記載内容の不備については、指摘・指導を受けた後、ただちに訂正を行った。</p> <p>また、今後は、北見市財務規則ほか関係規程に則り、適正な事務処理を心がけるよう、関係各課へ周知徹底を図り、事務に遺漏のないよう努めていく。</p>